主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、違憲を主張するが、実質は本件の各取消処分及び取消の決定が、行政法 上無効のものであるとの主張に帰する。そして原判決の適法に確定した事実に徴す れば、本件の各取消処分及び取消の決定は、有効のものと認めるを相当とするから 原判決の判断は正当であつて、論旨はその理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

夫	潤	飯 坂	_	下	裁判長裁判官
毅		野	Į	真	裁判官
輔	悠	藤	Š	斎	裁判官
郎	俊	江		入	裁判官